

盛岡市監査委員告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成 31 年 1 月 28 日

盛岡市監査委員	菅 原 和 彦
同	小山田 正 美
同	八木橋 美 紀

- |              |                                |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 30 年 11 月 2 日付け 30 盛監第 38 号 |
| 2 対象部署及び事項   | 財政部，会計課，公平委員会事務局に係る指摘事項        |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。                        |

30 盛 税 第 56 号  
平成 31 年 1 月 23 日

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 11 月 2 日付け 30 盛監第 38 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

#### 記

#### 1 指摘事項（課名等 財政部市民税課）

- (1) 軽自動車の減免に当たり、減免申請書の添付書類に不備がある事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 郵便請求による税関係証明書の交付に当たり、処理を保留し保管した郵便為替の確認が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 特定個人情報等の管理に当たり、個人番号届出書を使用せずに個人番号を収集している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

#### 2 措置の状況

##### (1) 措置の内容

##### ア 指摘事項(1)について

軽自動車税の減免に係る平成 28 年度及び 30 年度の申請書類の点検を行い、他に同様の事例が無いことを確認した。また、担当係内で問題点を共有し、市税条例及び市軽自動車税減免事務取扱要綱に基づいた事務処理となるよう再確認した。

##### イ 指摘事項(2)について

郵便請求による税関係証明書の交付に当たり、郵便為替の保管枚数、金種、合計金額などを管理する管理簿を作成し、毎日業務終了時に課長の確認を得るとともに、処理保留分の郵便為替を会計課金庫で保管するよう事務処理を改めた。

##### ウ 指摘事項(3)について

特定個人情報等の管理に当たり、委員報酬の支払いに必要となる個人番号を、個

人番号届出書により収集するとともに、個人番号関係事務の簿冊に編綴し、施錠できる書棚に保管するよう事務処理を改めた。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、減免申請に必要な添付書類について、担当職員の認識不足と組織内でのチェックがなされていなかったことによるものである。

今後は、申請書の受付に際し、申請書の記載内容及び添付書類の確認を徹底するとともに、その後の審査業務においても複数人によるチェック体制により適正な事務処理とし、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、処理の保留により一時保管が必要な郵便為替について、組織的に管理・確認することの必要性の認識が無かったことによるものである。

今後は、管理簿により保管枚数、金種、合計金額や交付処理状況などを適正に管理し、毎日業務終了時に課長の確認を受けるとともに、処理保留分の郵便為替を会計課金庫で厳重に保管することとし、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、委員報酬の支払いに必要となる個人番号について、個人番号届出書を使用して収集するという認識が無かったことによるものである。

今後は、個人番号届出書により、個人番号を収集することとし、収集後においては、適正管理のため個人番号関係事務の簿冊に編綴し、施錠できる書棚で保管し、再発防止に努める。

盛岡市監査委員 菅 原 和 彦  
盛岡市監査委員 小山田 正 美  
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 30 年 11 月 2 日付け 30 盛監第 38 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（財政部納税課）

- (1) 私人への歳入の徴収事務の委託の実施に当たり、決裁権者の決裁を得ていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 委託契約の完了検査に当たり、完了届提出前に検査している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (3) 物品の購入に当たり、完結文書に見積書を保管していない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項(1)について

私人への歳入徴収事務の委託の実施に当たり、市長内部部局の専決及び代決に関する規程等の規定に基づき適正な決裁権者の決裁について、課内研修を実施し周知徹底した。

イ 指摘事項(2)について

委託契約の完了検査に当たり、地方自治法、業務委託契約約定等の規定に基づく適正な検査を行うために課内研修を実施し周知徹底した。

ウ 指摘事項(3)について

物品の購入に当たり、財務規則及び文書規程の規定に基づく適正な文書管理及び支払証書の管理のために、完結文書へ見積書を保管するよう課内研修を実施し周知徹底した。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項(1)について

原因は、担当者及び決裁権者とも、通常の委託料に係る支出負担行為の決裁区分で判断したことによるものである。

今後は、私人への歳入徴収事務の委託を実施する場合は、平成30年11月に改正された市長内部部局の専決及び代決に関する規程により、契約金額に関わらず、部長専決とされたことについて、担当者及び決裁経由者の認識を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項(2)について

原因は、地方自治法、業務委託契約約定等についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、関係規程に則った適正な事務の執行を行うよう、複数の職員による確実な相互チェックを実施し、再発防止に努める。

ウ 指摘事項(3)について

原因は、財務規則及び文書規程についての担当職員の認識不足と決裁権者等のチェック不足によるものである。

今後は、担当者においては支出伝票起票の際に見積書の有無を再確認し、確実に関係書類とともに綴ることとし、担当係長においては決裁の段階で関係書類の保管について担当者に再確認するほか、四半期を目途に定期的に関係書類の有無、記載内容等について再確認を行うこととし、再発防止に努める。